

議員提出議案第22号

「受診時定額負担制度」導入に反対する意見書

上記の議案を提出する。

平成23年12月15日

提出者

2番	池田 ひさよし	12番	渡 辺 キヨ子
15番	上 原 ゆみえ	17番	新 村 秀 男
18番	く げ しげる	23番	佐藤 ゆうだい
25番	梅 沢 五十六	28番	ふ せ 秀 明
29番	上 村 やす子	31番	三小田 准 一

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

「受診時定額負担制度」導入に反対する意見書

平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部は、社会保障・税一体改革の中で、初診・再診時に一定の負担を求める「受診時定額負担制度」の導入を提案した。その後、社会保障審議会医療保険部会が、同制度の導入を当面見送る方針を明記したと報道されたが、現在もなお引き続き検討がなされている状況にある。この制度は、高額療養費制度の見直しにあたりその財源の確保を理由に、患者に新たな負担を求めるものである。

しかし、本来、高額療養費制度は、保険加入者全体で支える仕組みであり、財源が不足する際は、税財源など公費による負担や保険料により対応すべきものである。

したがって、今回提案された制度は、患者間で負担を支え合うことになり、医療保険制度の相互扶助の精神に反し、国民皆保険制度の崩壊につながる懸念がある。

また、我が国の患者の一部負担割合は、すでに先進諸国の中でも高い水準にあり、しかも、改正された健康保険法において「医療の給付の割合については将来にわたり7割とする」とされているにもかかわらず、患者にこれ以上の負担を強いることは、認められるものではなく、多くの患者の受診抑制と症状の重篤化など、国民の健康に重大な影響を及ぼすものである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、誰でも同じ医療を受けることができる国

民皆保険制度を堅持するために「受診時定額負担制度」を導入しないよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。